

1. 目的

神戸市立王子スポーツセンター（以下、「王子スポーツセンター」という）は、市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与するために設置され、多くの方々に利用されています。

本業務では、テニスを通じて児童の心身の育成、基礎体力の向上を図るとともに、スポーツの裾野を拡大し、王子スポーツセンターバレーボール兼テニスコートの利用促進を目的とします。

2. 委託業務の内容

テニス教室の企画・運営（別紙「実施要項」のとおり）

※受講生の募集に関する業務は当協会で行います。広報活動に可能な範囲内でご協力ください。

3. 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

王子スポーツセンターバレーボール兼テニスコート（以下、「テニスコート」という）

〒657-0805 神戸市灘区青谷町 1 丁目 1-1

5. 業務委託料

1,500 千円（消費税含む）を上限とします。

※当協会がテニスコートの使用料を負担します。

※当協会が普通傷害保険に加入します。

6. 提出書類

(1) 応募者に関する事項について

(2) 教室の運営体制について

(3) 教室の運営方針及び指導カリキュラムについて

(4) 受講生を増やすための提案について

(5) 見積書

(1) から (4) は（様式 1）に記入し提出してください。見積書は、任意の様式で結構です。

※留意事項

- ・本提案業務に係る一切の費用は、提案者側が負担するものとします。
- ・本提案業務は、事業者選定を目的として行うものであり、提案内容を事業者選定後に協議のうえ変更を依頼することがあります。
- ・提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。また、運営体制に記載した配置予定者は、当協会の了解なしに変更することができません。
- ・選定された書類の著作権は、すべて当協会に帰属します。
- ・提出された書類は返却しません。

7. 提出期限

平成31年1月18日（金）午後5時

※提出の方法は郵送または持参とします。

郵送の場合は同日必着とし、持参の場合の受付は平日の午前9時から午後5時までとします。

8. 委託先の選定方法

提出書類を審査し、最も評価が高かった事業者と契約いたします。

ただし、評価の結果、適当な提案がない場合は、契約の締結を見合わせる場合があります。

9. 評価項目

評価は以下の項目についての絶対評価により行います。

評価項目		評価対象とする資料	配点
実効性	過去の実績から提案内容を実施する、実行力を有しているか。	(1) 応募者に関する事項について	10
安全性 継続性	教室運営における安全管理、受講者への配慮などがなされているか。	(2) 教室の運営体制について	10
企画力	魅力的なスポーツ教室となっており、参加促進が図られているか。また、実施スケジュールとして適切なものであるか。	(3) 教室の運営方針及び指導カリキュラムについて	10
		(4) 受講生を増やすための提案について	10
経済性	費用の妥当性、節減努力など	見積書	10
合 計			50

※必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出をお願いすることがあります。

10. 質疑応答

(1) 質疑は、「様式2」の質問書に必要事項を記入し、Eメールにて送信してください。

Eメールのタイトルを「テニス教室事業者募集」と明記してください。

(電話・FAXによる受付は行いません。)

(2) 回答はEメールにて行います。

11. スケジュール

質疑提出期限 1月11日（火）午後5時

質疑回答（予定） 1月13日（日）

選定結果の通知 2月中旬～下旬

12. 応募資格

安全円滑に教室を運営できる法人その他の団体とします。個人による応募はできません。
次に該当する団体は応募することができません。

- ①代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。）第5条各号に該当する団体
- ④団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税を滞納又は未申告である団体
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
- ⑥神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体

13. 業務を行うにあたっての基本的事項

（1）関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、日本国憲法、地方自治法、都市公園法、神戸市都市公園条例、神戸市都市公園条例施行規則、神戸市立体育施設条例、神戸市立体育施設条例施行規則、労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令、個人情報の保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報公開条例、神戸市スポーツ教育協会情報セキュリティポリシー、その他関連法令を遵守してください。

（2）個人情報の保護

神戸市個人情報保護条例に基づき、業務上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。個人情報を取り扱う際には、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守してください。

（3）守秘義務

業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、本業務の目的外に使用したりすることはできません。

（4）再委託等の制限

本業務を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。

（5）企業活動等の禁止

王子スポーツセンターを利用して、企業活動の一環として他の施設で行う事業の勧誘等や、公序良俗に反する活動、もしくは政治活動を行うことはできません。

14. 問い合わせ先

〒657-0805 灘区青谷町1丁目1-1

公益財団法人神戸市スポーツ教育協会 王子スポーツセンター

電話：078-802-0223 FAX：078-861-5628

Eメール：t-matsumoto@kobe-spokyo.jp